

市政記者各位

～インターネット上の誹謗中傷などにお悩みの方を支援します～ SNS人権侵害救済サポート事業をスタート！

近年、インターネットにおける誹謗中傷やプライバシー侵害といった人権侵害が深刻化しており、大きな社会問題となっています。

福岡市では、こうした被害を受けた市民の救済に向けた支援策として、福岡市にお住まいの方を対象として、チャットボットでの相談窓口や職員による手続きの伴走支援、弁護士による無料相談を9月から新たに開始します。

1. 概要

①チャットボット相談窓口

チャットボットにより状況や要望を整理し、適切な専門機関や対処法を案内します。
どこに相談すればよいか分からないときなど、24時間いつでも利用できます。

②手続きサポート

SNS事業者等に対する投稿削除依頼などの手続きが分からない方へのサポートのほか、インターネット上の人権侵害に関するご相談について状況の整理や関係機関の紹介を行います。

場所：市民局人権啓発センター(あいれふ8階:福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号)

電話：092-717-1247

時間：平日10時～16時30分(原則、事前予約制)

③弁護士無料相談

損害賠償を求めたい場合など、法的知見に基づく助言が必要と認められる場合に、無料で弁護士相談を受けることができます。

時間：1回60分以内(1年間に1回)

※手続きサポート窓口への事前相談が必要

2. 開始日 令和8年9月7日(月)

【チャットボット画面イメージ】



本事業に関する
ホームページはこちら



チャットボットはこちら

【問い合わせ先】
市民局人権部人権啓発センター
担当:増本
電話:092-717-1276
(内線192-5890)